

磐田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

策定：令和8年4月1日

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を策定するものである。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本的方向

(1) 調達推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対して、市が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等の需要を増進することが重要である。

(2) 基本的な考え方

市は、物品等の調達に当たって、障害者就労施設等の受注の機会増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。すでに実績のある部署においては、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行い、これまで調達実績のない部署においては、調達が可能な物品等がないか検討するものとする。

3 適用範囲

磐田市行政組織規則（平成17年磐田市規則第3号）第3条に規定する課及び同規則第4条に規定する会計課、磐田市教育委員会事務局処務規則（平成17年磐田市教育委員会規則第7号）第2条第1項に規定する課等、議会事務局、監査委員事務局、磐田市消防本部の組織に関する規則（平成17年磐田市規則第163号）第2条に規定する課及び磐田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年磐田市条例第214号）第4条に規定する消防署並びに磐田市支所設置条例（平成17年磐田市条例第14号）第2条に規定する支所並びに本市における地方公営企業法第14条に規定する組織（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

- (2)障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (3)在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1)物品

- ア 食品類（パン、弁当、クッキーなど）
- イ 飲料類（ペットボトル、お茶など）
- ウ 農作物（さつまいも、じゃがいもなど）
- エ 植物（芝生、花の苗など）
- オ 縫製品（小袋、ティッシュケース、万能タオル、布製財布など）

- カ 紙製品（ポストカード、折染めノート、折染めメモ帳など）
- キ 生活雑貨（アクリルタワシ、卵の殻(肥料)、ぼかし(肥料)、缶バッジなど）
- ク 事務用品（筆記具、事務用具、封筒など）
- ケ その他（祭典用軒花、大活字図書など）

(2) 役務

- ア 観葉植物リース
- イ 清掃、ゴミ拾い、窓ふき
- ウ 草刈り、草取り、芝刈り
- エ 樹木剪定・整枝（簡単な作業のみ）
- オ 古紙等の回収
- カ DMの選別、リサイクル分別
- キ シール貼り、袋詰め
- ク 畑作業
- ケ 高齢者・障害者への声掛け、買い物代行
- コパンフレット等の点訳
- サ クリーニング
- シ ポスター、チラシ、名刺等の印刷
- ス データ入力・集計、スキャニング作業 など

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標、推進方法及びスケジュール

当該年度に達成すべき優先調達の目標、調達の推進方法及びスケジュールは別に定めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに市ホームページ等により公表する。

令和8年度 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標、推進方法及びスケジュール

①障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和8年度に達成すべき優先調達の目標を以下のとおりに定める。

優先調達の目標額	750万円
----------	-------

※令和7年度実績額：723万円

②調達の推進方法

- (1)市は、障害者就労施設等で供給できる物品等を調査し、一覧表へまとめる。
- (2)市は、一覧表へまとめたものを市内ネットワークに掲載し全庁的に周知を図るとともに、一般向けにも市ホームページへ掲載しPRを実施する。
- (3)市は、障害者就労施設等と共同して、新たな商品の開発を試みる。
- (4)市は、適用部署へ法の趣旨を広めるとともに、次年度への物品等の調達にかかる予算確保と新たな物品等への検討を依頼するため、聴き取り調査を実施する。
- (5)適用部署は、事務用消耗品に限らず、イベント・キャンペーン等での啓発用品や記念品等の活用など発注可能な物品等を十分に検討する。
- (6)適用部署は、市内中小企業等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

③スケジュール

時期	内容
令和8年4月	令和8年度調達方針・調達目標の策定
令和8年5月	令和7年度調達実績を市ホームページ等で公表
令和8年9月	令和9年度予算における優先調達検討依頼
各月	各部署へ障害者就労施設等からの物品等調達調整